

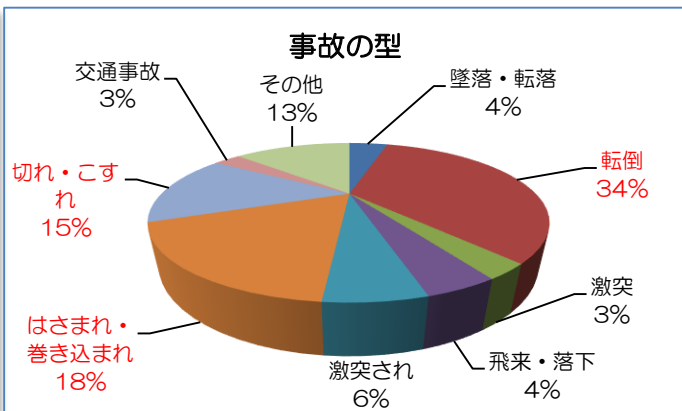
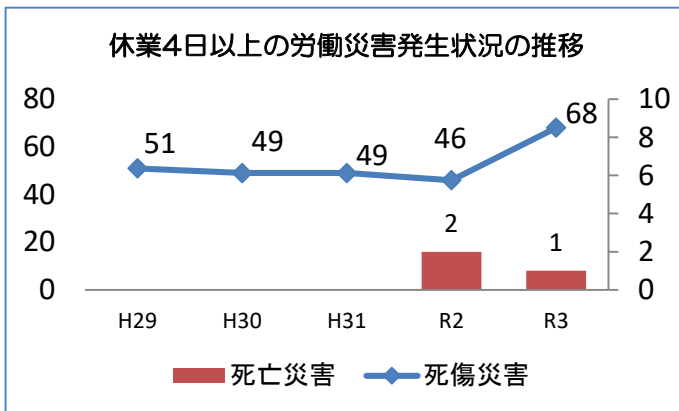
水産食料品製造業における労働災害防止について

令和3年に石巻労働基準監督署管内の水産食料品製造業で発生した休業4日以上労働災害についてまとめました。このリーフレットを活用して、災害防止対策の取組状況を確認し、現場の状況を踏まえ、実効ある対策を進めてください。

1. 労働災害発生状況の推移と令和3年の発生状況について

(1) 労働災害発生状況の推移について

休業4日以上労働災害は、平成29年の50件台から減少し40件台で推移していましたが、令和3年に68件と急増しました。死亡災害については、令和2年に2件、令和3年に1件発生しています。



(2) 事故の型について

事故の型では、転倒災害が34%と最も多く、次いではさまれ・巻き込まれ災害18%、切れ・こすれ災害15%と続いています。

① 転倒災害

台車やホース、段ボールや床に落ちた魚など床面にある物でつまづいたり、氷、水、洗剤などで濡れている床に滑ったりして転倒しています。このほか、冬季における雪や屋外の路面凍結による転倒や荷を持ちながら移動するときにバランスを崩して転倒する災害も発生しています。被災者の56%は骨折しており、休業期間の長期化する傾向にあります。

② はさまれ・巻き込まれ災害

魚の皮むき機、裁断機や充てん機などの機械に巻き込まれることにより発生しています。特にトラブル対処時に発生していることが目立ちます。このほか、コンベアに巻き込まれる災害や脱パン作業中にパンや脱パンした魚と搬送機械間にはさまれる災害も発生しています。

③ 切れ・こすれ災害

半数は包丁の刃の接触により発生しています。このほか、スライサーの刃、包装フィルムを切断する刃、皮むき機の刃への接触や魚の棘で切る災害も発生しています。

④ 激突され災害

フォークリフトに激突される災害や台車に激突される災害が発生しています。

⑤ その他

熱湯や機械のトラブル対処時に熱くなっている箇所に触れたことで火傷した災害が発生しています。また、不自然な姿勢で重量物を持ち上げたことによる腰痛や工場廃水の処理の過程で発生した硫化水素による中毒も発生しています。

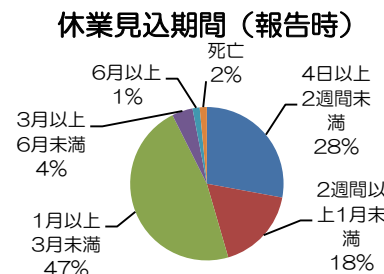
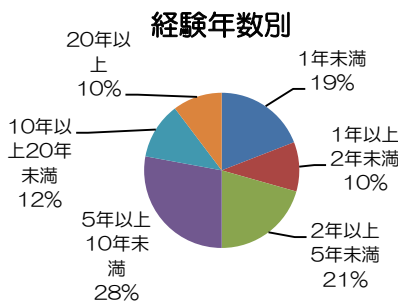
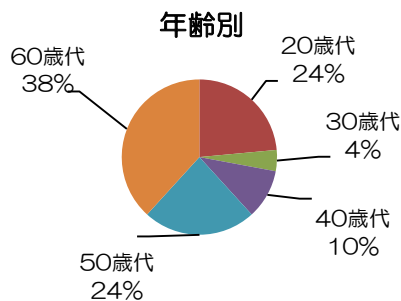


(4) 被災者の年齢について

被災者の年齢は50歳代以上で62%と過半数を超えています。経験年数は、1年未満で多いほか、2年から5年未満、5年以上10年未満の経験を積んだ労働者による災害が多く発生している状況が見られました。

(5) 休業見込期間について

1月以上休業が必要と見込まれる労働災害が54%と約半数を占めています。一旦労働災害が発生すると、労働者は長い期間の休業を余儀なくされ、それに伴い企業も労働力減少による損失が長期間にわたっている実態がうかがえます。



2. 労働災害防止の取組について

(1) 転倒災害防止を進めましょう！

原因として、障害物や濡れた床などの作業環境が大きく影響しています。**4S（整理、整頓、清掃、清潔）**活動を進めて、転倒する原因を減らしましょう。また、冬季には雪や路面凍結による転倒も発生していますので、通行箇所は滑りにくい構造とする、融雪剤や滑り止め砂をまくななどの対策を講じましょう。

(2) 機械の安全対策を進めましょう！

機械の駆動部や刃部など、接触する、はさまれる、巻き込まれるおそれがあるところには、覆い、インターロックなどを設けて機械の安全化を図りましょう。機械に対して安全対策を行うためには『機械の包括的な安全基準に関する指針』や各種機械安全規格が示されていますので、製造メーカーと相談しながら対策を進めましょう。

(3) 作業手順書の整備や労働者への安全教育を行いましょう！

作業手順書には、各作業の安全に関する注意事項、労働災害が多く発生している**非定常時（保守点検、トラブル処理など）の対応方法**など、労働者が安全に作業を行う上で必要な事項を分かりやすく盛り込み、その周知を徹底しましょう。また、定期的な安全教育を実施し、労働者の危険感受性を高めましょう。

(4) 職長に対する教育を進めましょう！

職長は、労働者を直接指導又は監督する者で、現場の要となる者です。令和5年4月1日から、職長教育の対象業種に食料品製造業が追加され、職長教育の実施が必要となります。職長となる者に対して早めに職長教育を受講させ、現場の体制整備を進めましょう。

(5) 適切な保護具を使用しましょう！

包丁使用時や魚のヒレなどで刺さる労働災害多く発生しています。包丁や魚を直接取り扱う場合は、切創防止手袋など取扱いに適した保護具を使用しましょう。

(6) フォークリフト使用時は作業計画を定めましょう！点検も忘れずに！！

フォークリフトなどの荷役機械を使用する場合は、機械の種類、能力、作業場所、作業内容などに応じた作業計画を定めましょう。また、有資格者に運転させるとともに、特定自主検査、月例検査、作業開始前点検などの各種点検を確実に実施しましょう。

3. ホームページのご案内

厚生労働省ホームページには、安全衛生に関する各種リーフレットを掲載しています。

『職場のあんぜんサイト』ホームページでは、労働安全衛生法や関係法令、通達を見ることができます。また、宮城労働局ホームページには、宮城県内の労働災害発生状況、当署独自の情報など身近な情報を掲載しています。これらについて、ぜひご利用ください。



厚生労働省
安全衛生関係
リーフレットページ



職場のあんぜん
サイト



宮城労働局
ホームページ